## 三重県業務委託共通仕様書一部改訂内容(平成21年11月1日適用)

ページ	章•編	条	現 行	改 訂
P68	3 用地調査 等共通仕様 書 第5章 建物 等の調査 第1節 調査		(附帯工作物) 第46条 附帯工作物の調査は、次の各号について行うものとする。 一 附帯工作物の配置状況 二 附帯工作物の種類、規模、形状、寸法、数量等 三 その他補償額の算定に必要と認められる事項 四 主たる附帯工作物の概要が把握できる写真の撮影	(附帯工作物) 第46条 附帯工作物の調査は、中部用対の定める附帯工作物調査算定要領 (以下「附帯工作物要領」という。)により行うものとする。
P72	3 用地調査 等共通仕様 書 第5章 建物 等の調査 第2節 調査 書等の作成		(附帯工作物) 第57条 附帯工作物の調査書は、第46条の調査結果を基に工作物調査表を 用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。	(附帯工作物) 第57条 附帯工作物の <mark>調査表及び図面</mark> は、第46条の調査結果を基に <mark>附帯工作物要領</mark> により作成するものとする。
P75	3 用地調査 等共通仕様 書 第5章 建物 等の調査 第3節 算定		(附帯工作物) 第69条 附帯工作物の補償額の算定は、第57条で作成した資料を基に <mark>当該</mark> 附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。	(附帯工作物) 第69条 附帯工作物の補償額の算定は、第57条で作成した資料を基に <mark>附帯 工作物要領により</mark> 行うものとする。
P77	3 用地調査 等共通仕様 書 第6章 営調 その他の 査 第1節 調査		(居住者等に関する調査) 第76条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。 - 氏名、住所(建物番号、室番号) 二 居住者の家族構成(氏名、生年月日) 三 住居の占有面積及び使用の状況 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、 賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である 場合にはその期間 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。	(居住者等に関する調査) 第76条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 氏名、住所(建物番号、室番号) 二 居住者の家族構成(氏名、生年月日) 三 住居の占有面積及び使用の状況 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、 賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である 場合にはその期間 五 その他必要と認められる事項 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。